

**鳥取県告示第576号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
智頭町 智頭町長 寺谷誠一郎	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	短期入所療養介護	平成20年6月20日